「須崎市成年後見相談窓口」

~制度のことについて、お気軽にご相談ください~

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方は、 不動産や預貯金などの財産管理をしたり、介護・福祉サービスの利用や施 設の入所に関する契約を結ぶのが難しい場合があります。また、不利益な 契約であっても判断ができずに契約を結んでしまう場合があります。 このような方々を保護し、支援するのが「成年後見制度」です。

成年後見制度には、家庭裁判所の決定により後見人を選任する「法定 後見制度」と、判断能力が十分なうちに判断能力が低下したときに備えて、 自分で後見人を選仟しておく「仟意後見制度」の2種類があります。



後見人はどんなことをする?

本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、金銭や不動産などの財産管理、 施設入所や介護・福祉サービス利用の契約をします。

※後見人ができないこと・・・買い物、食事の世話や身体の介護、入院や入所の 身元引き受け、賃貸借の保証人、治療や手術など医療行為の同意など

須崎市成年後見相談窓口の主な業務

- ・成年後見制度利用に関する相談や利用支援
- ・成年後見制度に関する広報や啓発



須崎市成年後見相談窓口(長寿介護課①窓口へ)

(来庁または電話による相談受付時間:平日8:30~12:00、13:00~17:15)

◇下記でも相談を受け付けています◇(受付時間は上記と同じです)

- ・須崎市福祉事務所障害福祉係(総合保健福祉センター1階)
- ・須崎市社会福祉協議会 地域福祉推進係 (交流ひろばすさき3階)
- ・須崎市地域包括支援センター(社会福祉協議会内)
- ・須崎市生活支援・総合相談センターほっと(社会福祉協議会内)
- **25** 0889-42-1207
- **25** 0889-42-0736
- **25** 0889-42-1206
- **2** 0889-40-0358

成年後見制度利用の流れ(法定後見制度の場合)

※任意後見制度についての詳しいことは、公証役場にお問い合わせください。

1. 申立て

本人の住所地を所管する家庭裁判所(須崎市は高知家庭裁判所須崎支部)に申立てます。

♦ 利用できる人

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分で、契約などの 法律行為を自分で行うことが困難な人

- 申立ができる人
 - 本人や配偶者、4親等以内の親族など
 - ※申立てできる親族がいない場合や、親族がいても申立てが期待できない場合は、市長が申立てを行うことができます。
- ●費用
 - ○申立て費用(印紙、切手代、診断書等) 1万円程度
 - ○鑑定料(医師の鑑定が必要な場合) 5万円~10万円程度

2. 審判、成年後見人の決定

家庭裁判所で審判し、成年後見人を決定します。

家庭裁判所の調査官が、調査・確認を行い、成年後見人に適切と思われる人を 選仟します。

3. 後見の開始

成年後見人が支援を開始します。

本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、金銭や不動産などの財産管理、施設入所や介護・福祉サービス利用の契約をします。 (本人の資産状況により後見人への報酬が発生します)



※後見人ができないこと・・・買い物、食事の世話や身体の介護、入院や入所の 身元引き受け、賃貸借の保証人、治療や手術など医療行為の同意 など

~成年後見制度の利用についてお気軽にご相談ください~

須崎市成年後見相談窓口 (長寿介護課①窓口へ) ☎ 0889-42-1205 (来庁または電話による相談受付時間:平日8:30~12:00、13:00~17:15)

◇下記でも相談を受け付けています◇(受付時間は上記と同じです)

- ・須崎市福祉事務所 障害福祉係 (総合保健福祉センター1階) ☎ 0889-42-1207
- ・須崎市社会福祉協議会 地域福祉推進係 (交流ひろばすさき3階) 🛭 0889-42-0736
 - ☎ 0889-42-1206
- ・須崎市地域包括支援センター(社会福祉協議会内) ・須崎市生活支援・総合相談センターほっと(社会福祉協議会内)

☎ 0889-40-0358